

鳥取県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大山高原スマート インター線	西伯郡伯耆町久古字陣場677-3地先から同町岸本字新屋敷 原1335-1地先まで	平成23年3月29日
	西伯郡伯耆町久古字陣場677-6地先から同町岸本字上ノ原 697-3地先まで	〃
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字蕎麥谷1306-15地先から同町下黒坂 字鵜ノ池1254地先まで	〃